

軽井沢大賀ホール広告協賛及び掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人軽井沢大賀ホール（以下「財団」）という。）で発行する印刷物、財団の WEB ページ及び主催公演のタイトルに民間事業者等の広告を掲載すること（以下「広告協賛」という。）に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) バナー広告

財団が管理し、ドメイン名が「ohgahall.or.jp」のページ内で表示される広告画像で、広告主の指定する WEB ページへリンクするものをいう。

(2) 冠広告

主催公演のタイトルに「企業名 presents」等により企業名を附する広告をいう。

(3) 主催公演プログラム広告

財団の主催公演のために配布するプログラムに掲載する広告のことをいう。

(広告協賛対象事業者)

第3条 広告協賛対象事業者は、日本国内に事務所がある事業者とする。ただし、下記の業種又は事業者については対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業又はこれに類似する業種
- (2) 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）に規定する業種
- (3) 債権取立て、示談引き受け等に関する業種
- (4) ギャンブル等にかかるもの
- (5) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (6) 占い、運勢判断等に関するもの
- (7) 興信所・探偵事務所等
- (8) 法令等に定められた許可等を受けることなく業を行うもの
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団及び特殊結社団体又はそれらの関連事業者
- (10) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社再生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生又は更生の手続き中の事業者
- (11) 法令等に違反しているもの
- (12) 前各号にかかげるもののほか、広告媒体に広告を掲載する業種又は事業者として適当でないもの

(広告掲載基準)

第4条 広告の内容及びバナー広告のリンク先の内容は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 法律で禁止されている商品、無許可の商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (5) 政治性又は宗教性のあるもの
- (6) 特定の主義又は主張に当たるもの
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 国内世論が大きく分かれているもの
- (9) 当該広告の内容について財団が推奨している、財団の事業である等誤解を招くもの又はそのおそれがあるもの
- (10) その他、広告として掲載することが適当でないと理事長が認めるもの

(広告協賛の種別)

第5条 財団の広告協賛の種別は次のとおりとする。

- (1) バナー広告協賛
- (2) 春の音楽祭冠広告協賛
- (3) 秋・冬・町民音楽祭冠広告協賛
- (4) プログラム広告協賛

(バナー広告の規格等)

第6条 バナー広告は、原則として動きや反転の無いもので、次の要件を満たすものとする

- (1) 大きさ縦 40 ピクセル×横 200 ピクセルのもの
 - (2) 形式が GIF、PNG 又は JPG のもの
 - (3) アニメーション、ロールオーバー等画像が変化しないもの
 - (4) 容量 30KB 以下のもの
 - (5) ユーザーの意思に反した動きをしないもの
 - (6) ユーザーに誤解を与える恐れがないもの
 - (7) ユーザーが財団の WEB ページのコンテンツの一部であると混同しないもの又はそのおそれがないもの
- 2 バナー広告の掲載は財団トップページとして、大きさ及び位置は理事長が指定する。
 - 3 第 14 条第 2 項の規定により広告掲載の決定を受けたバナー広告を掲載する事業者が、広告のリンク先を変更しようとするときは、変更の 7 日前までに理事長へ申し出なければならない。

(春の音楽祭冠広告の内容)

第7条 春の音楽祭冠広告協賛について広告掲載の決定を受けたものは、下記の事項を行い、及び取り扱いを受けることができる。

- (1) 冠広告の掲載（当該公演に関し財団が出稿する広告物を含む。）
- (2) 財団のWEBページ上にある公演詳細情報ページにバナー広告又は協賛企業名の掲載
- (3) 春の音楽祭チラシ及び当該音楽祭に関し財団が出稿する広告への協賛企業名の掲載
- (4) 春の音楽祭公演プログラムへの協賛企業名及び協賛企業広告の掲載
- (5) 春の音楽祭公演プログラムへの協賛企業チラシの挟み込み
- (6) 冠広告を行う公演でのブース出展
- (7) 冠広告を行う公演への招待

2 前項の春の音楽祭冠広告協賛は1企業につき1公演までとする。

(秋・冬・町民音楽祭冠広告の内容)

第8条 秋・冬・町民音楽祭冠広告協賛について広告掲載の決定を受けたものは、下記の事項を行い、及び取り扱いを受けることができる。

- (1) 冠広告の掲載（当該公演に関し財団が出稿する広告物を含む。）
- (2) 財団のWEBページ上にある公演詳細情報ページにバナー広告又は協賛企業名の掲載
- (3) 冠広告を行う公演のチラシへの協賛企業名の掲載
- (4) 冠広告を行う公演のプログラムへの企業広告の掲載
- (5) 冠広告を行う公演のプログラムへの企業広告チラシの挟み込み
- (6) 冠広告を行う公演時でのブース出展
- (7) 冠広告を行う公演への招待

(冠広告の規格等)

第9条 冠広告の掲載は、広告掲載の決定を受けた公演に限る。また、冠広告に掲載する文字及び位置は理事長が指定する。

2 公演プログラムに掲載する企業広告は、原則として次の要件を満たすものとする。

- (1) 大きさ 日本工業規格A列4番（以下「A4」という。）又は日本工業規格A列5番（以下「A5」という。）とし、公演毎に理事長が指定する。

(2) フルカラーのもの

(3) 財団のイメージを損なわないデザイン及び色彩のもの

3 秋・冬・町民音楽祭の複数の公演に冠広告を行う場合には、掲載する広告のデザインを公演毎に変更することができる。ただし理事長の指定する期日までに申し出るものとする。

4 公演プログラムへの企業チラシの挟み込みの順番は指定できないものとし、1企業A4サイズ1種類とする。

5 冠広告を行う公演時でのブース出展は、理事長の指定した範囲及び時間で行うものとし、机1台、イス2脚、コンセント使用を無償で貸し出すものとする。

6 冠広告を行う公演への招待は、10席を上限とし、位置は理事長が指定する。

(主催公演プログラム広告の規格等)

第10条 第7条及び第8条に規定する公演への冠広告希望者が無かった場合に限り、理事長の指定する公演のプログラムに広告を掲載する事業者を募集する。

- 2 前項に規定する広告の規格は、第9条第2項に同様とする。
- 3 広告の掲載場所、位置、企画、件数、広告掲載料その他取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(広告の掲載期間)

第11条 広告の掲載期間については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) バナー広告は、3月31日までとし、掲載を終了する日が休館日の場合には翌営業日までとする。
- (2) 前号に定めるもののほか、春の音楽祭、秋・冬・町民音楽祭の冠協賛に伴うバナーの掲載期間は理事長が別に定める。

(広告協賛事業者の募集)

第12条 広告協賛事業者の募集は、財団のWEBページ及びその他の方法で行う。

(広告協賛の申込)

第13条 広告協賛の希望者は、広告協賛申込書(様式第1号から第5号までのいずれか該当するもの)に掲載しようとする広告案(電子データを含む。)を添付し、理事長が指定する期間内に申し込むものとする。その際、理事長は必要に応じて広告協賛希望者に資料の提出を求めることができる。

(広告協賛事業者の決定)

第14条 広告協賛は、冠協賛の場合にあっては協賛金額及び内容を審査し、審査を通過したもののなかで協賛金額の高いものから決定するものとし、その他の場合は内容を審査したうえで、申込みを受けた順序により決定するものとする。その場合においては、申込み枠数が募集件数を上回り、2以上の申込みが同時に受け付けられた場合は、抽選により決定する。

- 2 理事長は、前項の規定により広告協賛の可否を決定した場合は、その結果について、広告協賛希望者に通知する。

(広告協賛内容の承諾)

第15条 前条第2項の規定により広告協賛の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、協賛内容及び条件等を遵守する旨の承諾書(様式第6号)を理事長に提出しなければならない。

(広告協賛に係る契約)

第16条 理事長と広告主は、広告協賛について契約書を取りかわさなければならない。

(広告協賛料の納付期限)

第17条 広告協賛料は、協賛決定後、理事長が指定する期日までに一括して納付しなければならない。ただし、理事長が特別な理由があると認めた場合はこの限りでない。

(広告協賛の取消)

第18条 第14条第1項の規定により広告主を決定した場合においても、次のいずれかに該当する場合は、理事長は広告協賛を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
- (2) 指定する期日までに広告協賛料を納付しなかったとき
- (3) 広告主、広告の内容が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき又はこの要領に抵触するおそれがあるとき
- (4) 広告主から理事長の指定する日までに広告協賛を中止する申し出があったとき
- (5) 広告主が指定したリンク先のWEBページが閉鎖されたとき
- (6) 広告主が指定したリンク先のWEBページの内容が、申し込み時から変更され、第4条各号の規定に至っていると理事長が判断したとき
- (7) 虚偽の申し込み又は不正の手段により広告協賛の決定を受けたとき
- (8) 各号に掲げるもののほか、理事長が広告の掲載を適当でないとするとき

(広告協賛の返還)

第19条 既納の広告協賛料は返還しない。ただし、協賛企業の責によらない理由により広告掲載ができなかったときは、既納の広告協賛料の一部または全部を返還することができる。なお、返還に係る手数料は財団が負担する。

- 2 前項の規定により返還する広告協賛料には利子を付さない。

(広告主の責務)

第20条 広告主は、広告掲載に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、第三者の権利侵害、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。
- 3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。
- 4 広告の作成経費は、広告主の負担とする。

(裁判管轄)

第21条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、軽井沢町の住所を管轄する裁判所で行うものとする。

(その他)

第22条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和6年1月14日から施行する。